

令和3年度 住宅等の低炭素化促進補助金

申請の手引き

昨年度からの主な変更点

- 太陽光発電設備及び蓄電システムへの単体補助を廃止し、太陽光発電設備、蓄電システム及びHEMSの一体的導入への補助を開始しました。
- ZEHの補助金をZEH、ZEH+及びZEH+Rに分け、補助金額を変更しました。
- V2H充放電設備への補助を開始しました。なお、V2H充放電設備は事業所への設置も対象です。
- 計画変更承認申請書の様式を追加しました。交付決定後、補助金額の増減を伴う変更を行う場合は、対象システム等に係る工事の着工前に申請が必要となります。なお、予算に余裕がある場合は補助金額の増額を伴う変更もできるようになりました。
- 実績報告書兼請求書の提出期限が、工事完了後30日以内または令和4年3月24日のいずれか早い日までとなりました（ZEH、ZEH+及びZEH+Rは書類がそろい次第または令和4年3月24日のいずれか早い日まで）。

注意事項

- 必ず、交付決定後に対象システム等に係る工事に着手してください。交付決定日前に着手した場合、補助を受けることはできません。ZEHの場合は、基礎工事まで着手可能です。（本市の交付決定前の基礎部分への断熱材の施工等も着手不可です。）
- 初回の交付決定は5月6日（木）以降となります。
- 令和4年3月15日（火）までに対象システム等に係る工事を完了（太陽光発電設備、蓄電システム及びHEMSの一体的導入の場合は発電設備の連系を開始、ZEH、ZEH+及びZEH+Rは住宅の引渡しを含む）してください。
- 工事完了後30日以内または令和4年3月24日（木）のいずれか早い日までに実績報告書兼請求書を提出してください。（ZEH、ZEH+及びZEH+Rは書類がそろい次第または令和4年3月24日のいずれか早い日まで）。期限までに実績報告に必要な書類を提出できることが補助の条件となります。
- 交付決定後に補助金額の増減を伴う変更を行う場合は、対象システム等に係る工事の着工前に計画変更承認申請書を提出してください。
- 記入にあたっては、鉛筆や消せるボールペンを使用しないでください。
- 本市の「住宅等の低炭素化促進補助金交付要綱」を熟読の上、申請してください。
- 受付状況は、名古屋市公式ウェブサイトで随時公開します。

1 補助金の申請について

- (1) 必ず、交付決定後に補助対象システムの工事に着手してください。(ZEHを新築する場合は、基礎工事まで着手可(基礎部分への断熱材の施工等も着手不可)) 新築のZEHを購入する場合は、交付決定後に住宅の引渡しを受けてください。
- (2) 令和4年3月15日(火)までに補助対象システムの工事を完了(太陽光発電設備、蓄電システム及びHEMSの一体的導入の場合は発電設備の連系を開始、ZEH、ZEH+及びZEH+Rは住宅の引き渡しを含む) してください。
- (3) 工事完了後30日以内または令和4年3月24日(木)のいずれか早い日までに実績報告書兼請求書を提出してください(ZEH、ZEH+及びZEH+Rは書類がそろい次第または令和4年3月24日(木)のいずれか早い日まで)。
- (4) 以下の3つが同一である必要があります。
 - ①補助申請者、②工事請負、売買契約の契約者、③補助事業に係る領収書の宛名
- (5) 太陽光発電設備、蓄電システム及びHEMSの一体的導入への補助の場合、以下の2つが同一である必要があります。
 - ①補助対象システムを設置する住宅の登記事項証明書や固定資産の評価証明書等に記載の所在地
 - ②実績報告書兼請求書に添付する電力会社発行の「発電設備の連系に関するお知らせ」等に記載の発電設備の所在地

2 書類の提出先及び補助金の手続きに関するお問い合わせについて

午前9時から正午、午後1時から午後5時(土・日・祝、12/29~1/3除く)

書類の提出先及び補助金の制度概要、書類の記入方法等に関すること

〒460-0011 名古屋市中区大須四丁目12番3号 ADビル

株式会社東海アドエージェンシー内「住宅等の低炭素化促進補助金 受付窓口」

TEL: 052-241-3785 FAX: 052-263-3367

3 令和3年度の補助事業について

各補助事業の予算、補助額、補助件数、補助の要件は以下のとおりです。

なお、各補助事業間における予算の流用は行いません。

(1) 太陽光発電設備、蓄電システム及びHEMSの一体的導入（既存住宅に限る）

区分	内容
予算額	108,325 千円
補助額	(太陽光発電設備) (1) 築 10 年超の戸建住宅 : 太陽電池の最大出力 1kW あたり 3 万円(補助上限 6.5kW) (2) 築 10 年以下の戸建住宅 : 太陽電池の最大出力 1kW あたり 2 万円(補助上限 6.5kW) (3) 集合住宅 : 太陽電池の最大出力 1kW あたり 2 万 5 千円 (補助上限 9.99kW) (蓄電システム) 蓄電容量 1 kWh あたり 1 万 5 千円 (補助上限 6kWh) (HEMS) 1 件あたり 1 万円
補助件数	500 件程度 (予算に達するまで。)
補助の要件	<input type="checkbox"/> 個人の場合は、名古屋市民であることもしくは補助対象設備を設置する住宅に家族等が居住していること。法人の場合は、本店又は主たる事務所が名古屋市内であること。 <input type="checkbox"/> なごや太陽光倶楽部に入会すること。(個人に限る。)

対象設備	<p>(太陽光発電設備)</p> <p><input type="checkbox"/>太陽電池モジュールを市内の<u>既存住宅</u>の屋根等に設置すること(野立ては不可)。</p> <p><input type="checkbox"/>太陽光発電設備を設置する住宅において、太陽光発電による電気を消費すること</p> <p><input type="checkbox"/>未使用品であること(移設されたものや同一の設置場所で過去に電力会社と系統連系したものは補助対象外です。また、未使用品であっても、リース品は補助対象外です)。</p> <p>(蓄電システム)</p> <p><input type="checkbox"/>常時、太陽光発電設備と接続し、太陽光発電設備で発電した電力の全部または一部を蓄電システムに充電するとともに、充電した電力を当該住宅で消費するもの。</p> <p><input type="checkbox"/>国の補助事業における補助対象機器として、<u>申請時点で</u>一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)により登録されているものであること。</p> <p><input type="checkbox"/>未使用品であること(未使用品であっても、リース品は対象外です)。</p> <p>(HEMS)</p> <p><input type="checkbox"/>愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象機器であること。</p> <p><input type="checkbox"/>未使用品のもの(未使用品であっても、リース品は対象外です)。</p>
その他	<p><input type="checkbox"/>太陽電池の最大出力は、日本産業規格又は IEC 等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とし、小数点以下第 2 位未満は切り捨てます。</p> <p><input type="checkbox"/>蓄電容量は、国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されている蓄電システムの蓄電容量(kWh 表示)をいうものとし、小数点以下第 1 位未満は切り捨てます。</p> <p><input type="checkbox"/>築 10 年超とは、申請時に提出する登記事項証明書において新築日が平成 23 年 4 月 1 日以前の住宅、又は固定資産の評価証明書若しくは固定資産税の課税明細書において平成 22 年以前に建築された住宅です。</p> <p>(登記事項証明書において平成 23 年 4 月 2 日以降に建築された住宅、又は固定資産の評価証明書若しくは固定資産税の課税明細書において平成 23 年以降に建築された住宅は、<u>築 10 年以下</u>に該当します。)</p> <p><input type="checkbox"/>集合住宅とは、住宅の登記事項証明書等において住宅の種類が「共同住宅」である場合や、管理組合の管理者又は管理組合法人が申請する場合などをいいます。</p> <p><input type="checkbox"/>市の交付決定を受けた後に、設置工事(足場の設営を含む)に着手してください。</p> <p><input type="checkbox"/>令和 4 年 3 月 15 日(火)までに工事を完了(系統連系開始を含む)してください。</p> <p><input type="checkbox"/>愛知県の補助金(愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金)を含みます。</p>

(2) ZEH、ZEH+、ZEH+R

区分	内容	
予算額	31,500 千円	
補助額	ZEH：1 件あたり 10 万円 ZEH+：1 件あたり 20 万円 ZEH+R：1 件あたり 29 万円	
補助件数	ZEH、ZEH+:100 件程度（予算に達するまで。） ZEH+R:50 件	
補助の要件	対象者	<p><input type="checkbox"/> 個人の場合は、補助対象となる住宅を住居として使用すること。また、実績報告時に提出する住民票又は住所、氏名、生年月日が記載された住民票記載事項証明書の写しにおいて、現住所が補助対象住宅の所在地となっていること。</p> <p><input type="checkbox"/> 法人の場合は、実績報告時に提出する登記事項証明書において、本店又は主たる事務所が補助対象住宅の所在地となっていること。</p> <p><input type="checkbox"/> なごや太陽光倶楽部に入会すること。（個人に限る。）</p>
	対象設備	<p>（共通）</p> <p><input type="checkbox"/> 市内に戸建のZEHを新築する又はZEHが導入された新築住宅を購入すること（集合住宅や既存住宅へのZEH導入は補助対象外です）。</p> <p><input type="checkbox"/> ZEHを構成する設備※が未使用品であること。（未使用品であっても、リース品は補助対象外です）</p> <p>※ZEHに必要な高断熱外皮、空調設備、給湯設備（本市の補助を受ける家庭用燃料電池システムを除く）、換気設備、HEMS、再生可能エネルギー発電設備をいう。</p> <p>（ZEH）</p> <p><input type="checkbox"/> 申請する住宅が令和3年度に国ZEH支援事業における「ZEH」の補助金交付を受ける戸建住宅であること（Nearly ZEH や ZEH Ready、ZEH Oriented は補助対象外です）。</p> <p>（ZEH+）</p> <p><input type="checkbox"/> 申請する住宅が令和3年度に国ZEH支援事業における「ZEH+」の補助金交付を受ける戸建住宅であること。</p> <p>（ZEH+R）</p> <p><input type="checkbox"/> 申請する住宅が令和3年度に国ZEH支援事業における「ZEH+」の補助金交付を受ける戸建住宅であり、蓄電システムを同時に導入すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 蓄電システムの要件は一体的導入補助の蓄電システムの要件に準じます。</p>

<p style="text-align: center;">その他</p>	<p><input type="checkbox"/>令和 2 年度の国の ZEH 補助金の複数年度事業（ZEH 第四次公募及び ZEH+ 第三次公募が該当）については、1 年目事業の交付決定通知書を本市 ZEH 補助金の交付申請時の添付書類として受付けます。</p> <p><input type="checkbox"/>国 ZEH 補助金において、交付申請時に実施計画書の代わりに事業概要書の提出を求められている場合は、本市 ZEH 補助金の交付申請時においても、実施計画書の代わりに事業概要書を添付してください。</p> <p><input type="checkbox"/>停電時自立運転機能付きの家庭用燃料電池システム（エネファーム）を導入する場合は、名古屋市家庭用燃料電池システム設置費補助金の申請が可能です。</p> <p><input type="checkbox"/>愛知県の補助金（愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金）を含みます。</p> <p><input type="checkbox"/>市の交付決定を受けた後に、基礎工事以降の工事に着手してください。（基礎部分への断熱材の施工等も着手不可です。）</p> <p><input type="checkbox"/>新築の ZEH を購入する場合は、<u>交付決定後に住宅の引渡し</u>を受けてください。</p> <p><input type="checkbox"/>（1）太陽光発電設備、蓄電システム及び HEMS の一体的導入補助は利用できません。</p>
--	---

(3) V2H充放電設備

区分	内容
予算額	1,000 千円
補助額	1 件あたり 5 万円
補助件数	20 件
補助の要件	対象者 <input type="checkbox"/> 個人の場合は、名古屋市民であることもしくは補助対象設備を設置する住宅に家族等が居住していること。法人の場合は、本店又は主たる事務所が名古屋市内であること。
	対象設備 <input type="checkbox"/> 国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものであること。 <input type="checkbox"/> V2Hを設置する住宅、事業所に太陽光発電設備が設置されていること。設置されていない場合は、V2H設置工事と同時に設置すること。 <input type="checkbox"/> 上記の太陽光発電設備と連系すること。 <input type="checkbox"/> 未使用品であること（未使用品であっても、リース品は対象外です）。
	その他 <input type="checkbox"/> V2Hの補助に限り、事業所への設置も対象です。 <input type="checkbox"/> 愛知県の補助金（愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金）を含みます。 <input type="checkbox"/> 市の交付決定を受けた後に、設置工事に着手してください。

【なごや太陽光倶楽部への入会について】

補助申請者は、入会資格のない方（法人等）を除いて、なごや太陽光倶楽部に入会していただく必要があります。

(1) なごや太陽光倶楽部の取組

名古屋市では、なごや太陽光倶楽部の会員の各家庭において、太陽光発電により削減されたCO₂排出量を取りまとめ、国の制度を利用してクレジット化しています。これを企業等に売却し、得た利益を市の環境保全事業に活用しています。（詳しくは名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。）

(2) モニターへのご協力をお願い

会員の中から、事務局がモニターをランダムに抽出します。

モニターに選ばれた方には、年1回（初年度は2回）の太陽光発電設備の発電実績のデータ提供等にご協力いただきますので、ご了承ください。詳細は、モニターに選出された方に別途ご案内します。

交付決定番号の末尾のアルファベットが「B」及び「E」の方が、モニターに選ばれた方です。

4 補助事業の募集について

- 令和3年4月19日から令和4年2月28日まで、各補助事業の予算に達するまで先着順に受付けます。
- 受付窓口に完備された書類が提出された日が「受付日」となります。添付書類の不足があった場合は、不足書類が全て提出された日が受付日となります。
- 補助金を受けることができる回数は、それぞれの補助事業において、1人につき1回です。（ただし異なる住宅等に設置する場合は可。）
- 申請が予算の範囲を超えた場合は、提出期間中でも受付を終了します。
- 申請が予算の範囲を超えた日に、複数の補助金交付申請書を受け付けた場合は、くじ引きによる抽選を公開にて行います。（不足書類のある申請は、抽選から除外します。）
- 若干の補欠を募集する場合があります。補欠は、補助申請の辞退が出た際に繰り上げて交付決定を受けることができます。

5 提出書類

- 補助金交付申請書等の様式は、名古屋市公式ウェブサイト（トップページ＞暮らしの情報＞環境保全＞補助・助成等（環境保全関係）＞住宅等の低炭素化促進補助）からダウンロードできます。
- 提出するときは、申請書に添付のチェック表を確認のうえ、漏れのないようにしてください。
- 補助金交付申請書、実績報告書兼請求書等は郵送により提出してください。
- 提出時には必ず控えをとり、各自保管してください。一度提出された書類は返却しません。
- 書類の到着確認が必要な方は、「申請書類等確認票」（名古屋市公式ウェブサイトから様式をダウンロードすることができます）を同封して提出してください。受付窓口にて書類の到着を確認後、この確認票を書類の提出元へFAXいたします。なお、FAXでの返信は、書類の到着の確認のためであり、書類の受付を保証するものではありません。内容に不備がある場合は後日連絡します。

提出書類について

- ・補助金交付申請時及び実績報告時に必要となる書類については、次のとおりです。

※提出前に、申請書に添付のチェックリストにより、不備のないことを確認してください。

【補助金交付申請時に必要な書類】

(1) 太陽光発電設備、蓄電システム及びHEMSの一体的導入

提出書類	
①	補助金交付申請書（第1号様式）
②	「工事請負契約書の写し」、「売買契約書の写し」又は「注文書・注文請書の写し」
③	設置する住宅の登記事項証明書（受付日前6か月以内に発行されたもの） 又は固定資産の評価証明書もしくは固定資産税の課税明細書（令和3年度のもの）
④	設備を設置する住宅全体の現況のカラー写真 （複数の住宅が写っている場合、矢印等で特定してください。）
⑤	設備を設置する屋根面の現況のカラー写真※（設置を予定している屋根面のみで可） ※住宅の密集等により、申請時に屋根面の写真が添付できない場合は、「事後提出申立書」（様式はウェブサイトにあります。）を作成し、提出してください。 ※「事後提出申立書」を申請時に提出した場合は、実績報告時に「設置前の写真」を提出する必要があります。架台等を屋根に取り付ける前に撮影してください。
⑥	設置する太陽電池モジュールの全ての枚数が確認できる配置図 ※交付決定後に配置の変更があった場合は、実績報告時に再度提出してください。
⑦	設置する住宅の場所を示す地図 （矢印等で住宅を特定してください。）
⑧	「なごや太陽光倶楽部」入会申込書 （法人等が申請する場合は不要）
⑨	【法人が申請する場合】 法人の「登記事項証明書」（受付日前6か月以内に発行されたもの）
⑩	【管理組合の管理者が申請する場合】 管理規約及び管理組合の管理者の選任が確認できる資料
⑪	（補助対象リストにないHEMSを申請する場合） 「HEMS要件適合確認書※」及びHEMSの要件を満たすことが確認できる書類 ※名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

(2) ZEH、ZEH+、ZEH+R

提出書類	
①	補助金交付申請書（第1号様式）
②	「工事請負契約書の写し」、「売買契約書の写し」又は「注文書・注文請書の写し」（申請時点で変更契約を締結している場合は、変更契約書も添付してください。）
③	国ZEH補助の交付申請書の写し（又はこれと同等と認められるもの） ※令和2年度の国のZEH補助金の複数年度事業（ZEH第四次公募及びZEH+第三次公募が該当）については、1年目事業の交付決定通知書の写し
④	国ZEH補助の実施計画書の写し（又はこれと同等と認められるもの） ※国ZEH補助金において、交付申請時に実施計画書の代わりに事業概要書の提出した場合は、事業概要書
⑤	国ZEH補助の交付決定通知書の写し
⑥	現況のカラー写真（新築の場合は建築予定地の写真。建売の場合は住宅全体の写真）（矢印等で特定してください。）
⑦	建築予定地（建売の場合は住宅）の場所を示す地図（矢印等で特定してください。）
⑧	「なごや太陽光倶楽部」入会申込書（法人等が申請する場合は不要）
ZEH+Rの補助を申請する場合は、以下の書類も必要です。	
⑨	蓄電システムにかかわる「工事請負契約書の写し」、「売買契約書の写し」又は「注文書・注文請書の写し」（上記②の書類と同一の契約の場合は不要）

(3) V2H充放電設備

提出書類	
①	補助金交付申請書（第1号様式）
②	「工事請負契約書の写し」、「売買契約書の写し」又は「注文書・注文請書の写し」
③	対象システムを設置する住宅等の全体の現況のカラー写真（複数の住宅が写っている場合、矢印等で特定してください。）
④	V2Hの設置予定場所のカラー写真
⑤	設置する住宅等の場所を示す地図（矢印等で住宅等を特定してください。）
⑥	【法人が申請する場合】 法人の「登記事項証明書」（受付日前6か月以内に発行されたもの）
⑦	【管理組合の管理者が申請する場合】 管理規約及び管理組合の管理者の選任が確認できる資料

【実績報告時に必要な書類】

(1) 太陽光発電設備、蓄電システム及びHEMSの一体的導入

提出書類	
①	実績報告書兼請求書（第8号様式）
②	申請者の「住民票」または住所、氏名、生年月日が記載された「住民票記載事項証明書」の写し（受付日前6か月以内に発行されたもの） （法人が申請する場合は不要）
③	太陽電池モジュールの設置状況を示すカラー写真 （全ての枚数が確認できるもの）
④	【申請時に屋根面の写真を提出しなかった場合もしくは申請時から設置場所を変更し、申請時に該当の屋根の設置前写真を提出していない場合】 設備設置前（架台等を屋根に取り付ける前）の屋根面のカラー写真
⑤	パワーコンディショナの設置状況を示すカラー写真
⑥	蓄電システム※の設置状況を示すカラー写真 ※蓄電池ユニット及びパワーコンディショナ。システムにモニターが含まれる場合はモニター
⑦	HEMSの設置状況を示すカラー写真
⑧	蓄電システム及びHEMSが作動中であることを確認できるカラー写真（蓄電システムの作動を表示しているHEMS等の写真）
⑨	領収書等の写し（内訳等により、補助対象経費を支払ったことが証明できるもの）
⑩	電気事業者が発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」
⑪	メーカーが発行する出力対比表の写し又は製造番号表の写し （設置した全てのモジュールの製造番号及び実出力が記載されているもの）
⑫	パワーコンディショナの銘板のカラー写真、保証書の写し又は検査成績証の写しのいずれか（メーカー名、型式、製造番号が確認できるもの）
⑬	蓄電システムの保証書等の写し （保証開始日、補助事業者の氏名及び型式が確認できるもの）
⑭	HEMSの保証書等の写し （保証開始日、補助事業者の氏名及び機器型番が確認できるもの）
次に該当する場合は、以下の書類も必要です。	
⑮	【交付決定番号の末尾がEの方】 「なごや太陽光倶楽部」実績報告モニター用エントリーシート ※「再生可能エネルギー受給電力量のお知らせ」の写しを併せて添付してください。
⑯	【集合住宅に設置した場合】 非常用コンセントの設置状況を示すカラー写真
⑰	【集合住宅に設置した場合】 非常用コンセントを居住者に周知したことが分かるもの

(2) ZEH、ZEH+、ZEH+R

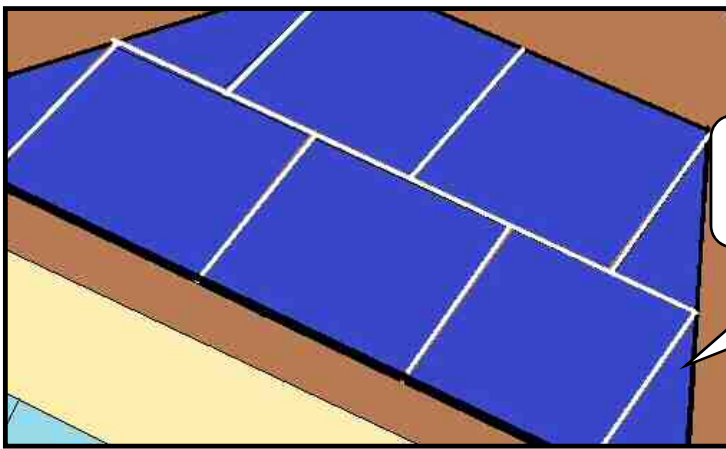
提出書類	
①	実績報告書兼請求書（第8号様式）
②	申請者の「住民票」または住所、氏名、生年月日が記載された「住民票記載事項証明書」の写し（受付日前6か月以内に発行されたもの） （法人が申請する場合は不要）
③	住宅全体のカラー写真
④	住宅の引渡証明書等の写し（引渡日が確認できる書類） ※国ZEH補助で提出した引渡証明書の写しも可
⑤	領収書等の写し（内訳等により、補助対象経費を支払ったことが証明できるもの） ※領収書に補助対象経費の内訳の記載がない場合は、「領収内訳書」を添付してください。（様式は市のウェブサイトにあります。）
⑥	電気事業者が発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」
⑦	設置する太陽電池モジュールの全ての枚数が確認できる配置図
⑧	太陽電池モジュールの設置状況を示すカラー写真 （⑦の配置図どおりに設置していることがわかるもの）
⑨	パワーコンディショナの設置状況を示すカラー写真
⑩	メーカーが発行する出力対比表の写し又は製造番号表の写し （設置した全てのモジュールの製造番号及び実出力が記載されているもの）
⑪	パワーコンディショナの銘板のカラー写真、保証書の写し又は検査成績証の写しのいずれか（メーカー名、型式、製造番号が確認できるもの）
⑫	国ZEH補助の「完了実績報告書」の写し（又はこれと同等と認められる書類）
⑬	国ZEH補助の「設置報告書」の写し
⑭	国ZEH補助の「補助金交付額確定通知書」の写し
⑮	BEL S評価書の写し（『ZEH』の記載があるもの）
ZEH+Rの補助を申請する場合は、以下の書類も必要です。	
⑯	蓄電システムにかかわる領収書等の写し（内訳等により、補助対象経費を支払ったことが証明できるもの） ※上記⑤の書類と同一の場合は不要
⑰	蓄電システム※の設置状況を示すカラー写真 ※蓄電池ユニット及びパワーコンディショナ。システムにモニターが含まれる場合はモニター
⑱	蓄電システムの保証書等の写し （保証開始日、補助事業者の氏名及び型式が確認できるもの）
⑲	蓄電システムが作動中であることを確認できるカラー写真（モニター・HEMS等）
次に該当する場合は、以下の書類も必要です。	
⑳	【交付決定番号の末尾がB、Eの方】 「なごや太陽光倶楽部」実績報告モニター用エントリーシート ※「再生可能エネルギー受給電力量のお知らせ」の写しを併せて添付してください。
㉑	【国のZEH補助金の複数年度事業を申請した場合】 国ZEH補助金の2年目事業の交付決定通知書
㉒	【申請者が法人の場合】 法人の「登記事項証明書」（受付日前6か月以内のもの）

(3) V2H充放電設備

提出書類	
①	実績報告書兼請求書（第8号様式）
②	申請者の「住民票」または住所、氏名、生年月日が記載された「住民票記載事項証明書」の写し（受付日前6か月以内に発行されたもの） （法人が申請する場合は不要）
③	領収書等の写し（内訳等により、補助対象経費を支払ったことが証明できるもの）
④	太陽光発電設備が設置されていることが証明できるもの（太陽光発電設備が写っている屋根面の写真、又は電気事業者の発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」など）
⑤	V2Hの設置状況を示すカラー写真
⑥	【申請時から設置場所を変更した場合】 V2Hの設置場所の設備設置前のカラー写真
⑦	V2Hの保証書等の写し （保証開始日、補助事業者の氏名及び型式が確認できるもの）

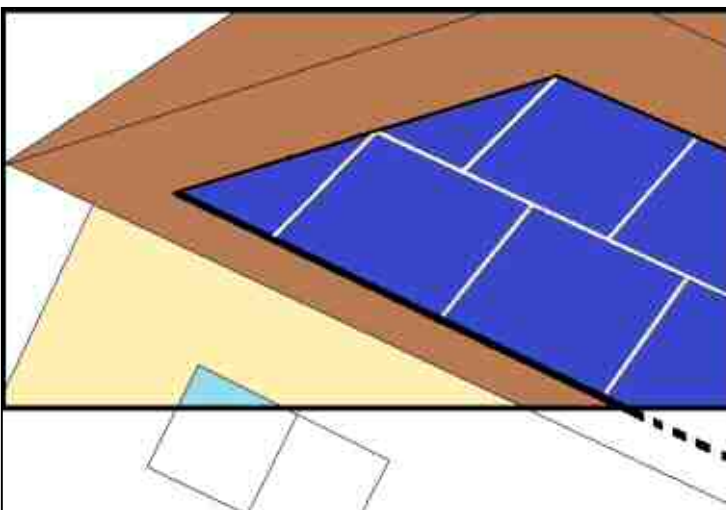
[太陽電池モジュールの設置状況を示すカラー写真を撮影する際の注意点]

○ 許容されるもの

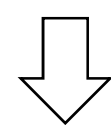


太陽電池モジュールの一部が欠けているが、全ての枚数が設置されていることが確認できる。

× 不備となるもの



太陽電池モジュールの設置状況が確認できない部分がある。



この場合、別の角度から撮影する等、全ての枚数が確認できる写真を提出してください。

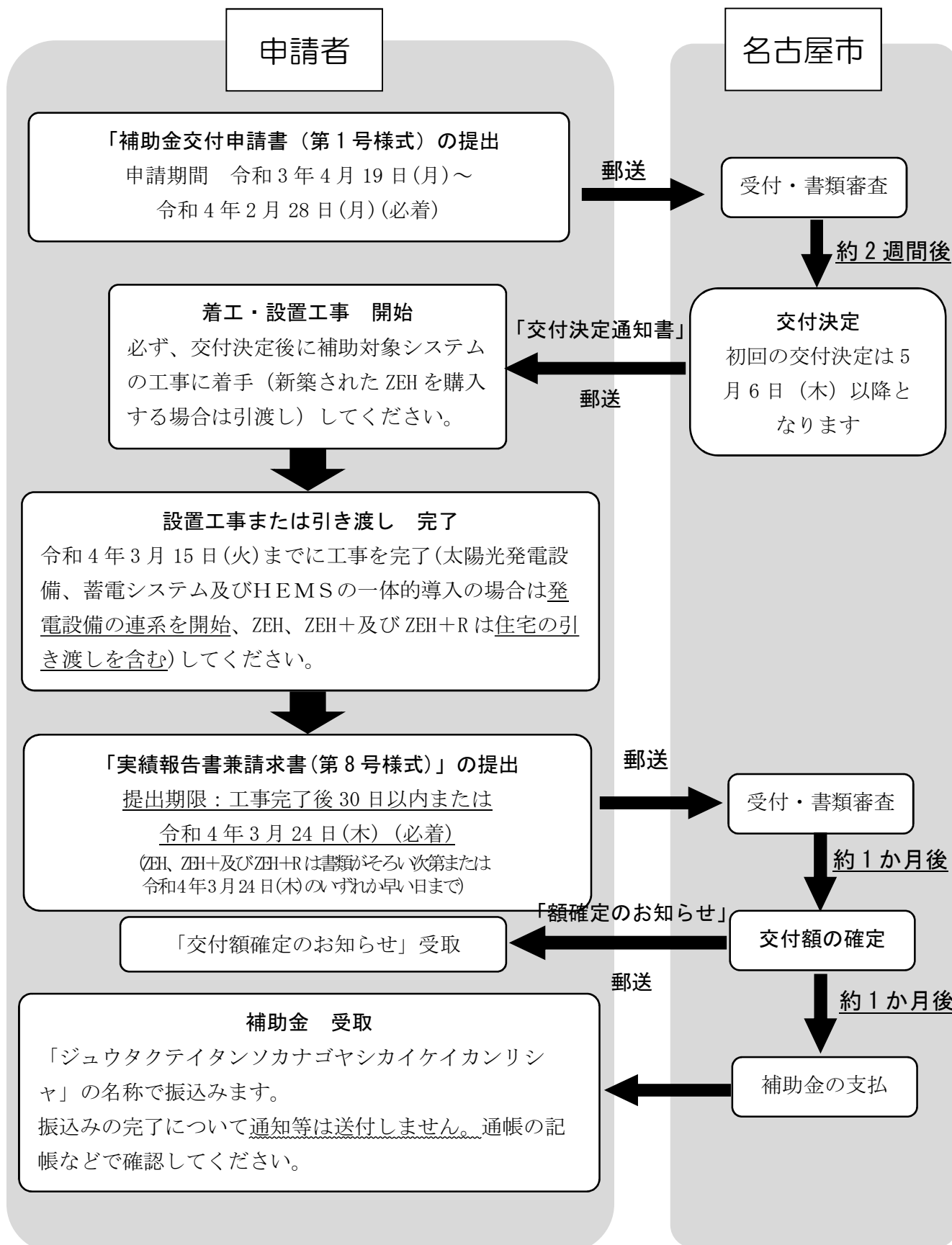
6 手続きの流れ

書類の郵送先：〒460-0011

名古屋市中区大須四丁目 12 番 3 号 ADビル

株式会社東海アドエージェンシー内 「住宅等の低炭素化促進補助金 受付窓口」

TEL：052-241-3785 FAX：052-263-3367



7 補助金額が変更となるとき

交付決定金額が減額もしくは増額となるような変更を行う場合は、補助事業に着手する前に必ず「計画変更承認申請書（第4号様式）」を郵送にて提出してください（やむを得ない事情がある場合を除く）。

なお、予算に余裕がある場合は事業着工前に申請があれば補助金の増額もできます。

8 事業を中止するとき

交付決定を受けた方が、事業を中止するときは、速やかに「中止承認申請書（第6号様式）」を郵送にて提出してください。中止承認申請書が提出されないと、補欠として繰り上げを待っている申請者が補助金を受け取れません。速やかな提出にご協力ください。

9 設備の管理等

補助金の交付を受けた方は、補助の対象となった設備を一定期間（太陽光発電設備、蓄電システム、HEMSの場合6年、ZEH及びZEH+を構成する設備の場合6年、V2Hの場合5年）は、適正に管理及び運用しなければなりません。

また、期間内に設備を処分（売却、譲渡及び廃棄など）する場合は、補助金の全部又は一部を返還しなければならない場合がありますのでご注意ください。

10 その他

- (1) 申請者が「住宅等の低炭素化促進補助金交付要綱」に違反した場合、補助金の交付決定を取り消すことがあります。
- (2) 必要に応じて申請者に対して報告を求め、現地調査等を行う場合があります。
- (3) 補助金の交付を受けた方には、対象設備及び地球温暖化防止等に関するアンケートなどにご協力いただく場合があります。

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
環境局環境企画部低炭素都市推進課
TEL：052-972-2696 FAX：052-972-4134
MAIL: saiene@kankyokyo.city.nagoya.lg.jp